

## 裁判長からの尋問

Q. 会社関係者や宮崎の人物からの融資話が確かなものかどうかという点について町として調査はしたのか。

調査自体はしていません。



Q. 調査をしていないにもかかわらず、融資があると考えた理由は何か。

会社がやると言ったら、町には止められないというスタートの中で、結果的につながっていけばいいと思った。

### ここが重要！

最後の最後に町長は「会社側の事業主体の意思がやっぱり最重要される部分があるので、国との相談でも会社に補助金を交付した。(会社に補助金を交付)せざるを得なかった」と証言しました。一度も町民の財産を守る立場の証言はありません。「会社のため、国との関係のため」「会社とも国とも協議してきた」等と証言しながら、町職員からの報告はほとんど「聞いていない、記憶がない」等と証言しました。町民の財産を守ることを重要視しなかったのです！



## (住民側弁護士)板井弁護士からの最終質問

Q. 御船町の財政を守るべき立場として、落ち度があったと思うか。

全体的に、必ず3者での協議というのを基本としてやっていましたので、落ち度があるないというよりも、できる方向で、みんなで考えてやってきたというのが今の気持ちです。



### ここが重要！

協議してきたのなら、少なくとも補助金要綱は知っておくべきです。会社の調査や融資話の調査も行って当然でしょう。今回の尋問ではそれら多くの質問に対し「記憶がない」「聞いていない」「知らない」等という回答でした。山本町長の「みんなで考えて…」の中に、町職員と町民は含まれていたのでしょうか？

## 次回15回裁判「結審」

日時 平成26年4月18日(金) 10時30分～

## 平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

**正会員 一口月額1,000円(何口でも可)** **賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【元ばるの口座】 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

## 竹ん子の会

# ニュースレター

みふね  
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

27号

竹ん子の会 会長 吉井博  
電話 090-4473-7798

## 平成26年1月17日 山本町長への反対尋問が行われました



山本町長尋問の法廷画

1月17日(金)午後1時半から、前回の山本町長への主尋問(町側弁護士による尋問)に続く反対尋問(原告側尋問)が行われました。

当日は原告合わせて100名以上の傍聴者が集まり、傍聴席へ入れない人も出るほどでした。

山本町長の答弁は小声で聞き取れない箇所もあるほどで、裁判長より注意される場面もありました。

尋問概要について、次ページから紹介します。

## 平成26年1月18日 住民説明会を開催しました

裁判翌日、カルチャーセンターハウスにて住民向けの説明会を開催しました。

弁護団の3名の先生方よりわかりやすく説明していただきました。会場には初めて参加された方もおり、あまりにも杜撰な事業の内容、また山本町長の無責任な態度に驚きと怒りの声が聞かれました。

### 住民説明会参加者の声から

- ・大変重要な問題なのに、まだまだ町民が知らないことが多い。
- ・出張は町長命令のはずだが、その内容まで「知らぬ存ぜぬ」はおかしい。

### …大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起ったのか」「このような問題が今後起らないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

\*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください。 <http://takebio.mifune.org>

# 被告・山本町長への証人尋問(概要)

Q. この事業が開始できなかった場合、御船町が国へ補助金を返還する法的義務があることを認識していたか。

はい



## ここが重要！

町長は議会の中で「町が自主返納しなければ加算金がつく」として採決を迫りました。しかし、住民訴訟では「法的にいえば、御船町は補助金を返還しなくてもよかつ」「補助金返還は議会が独自に判断した」などと主張しています。尋問では、最初から返還義務が発生する可能性を知っていたことが確認され、場面に応じて都合の良い説明をしていたことがわかります。

Q. 補助金は事業用地の購入に充ててはいけないことをいつ知ったのか。

聞いたとは思うが時期が定かでない。

補助金を会社に渡した後に知ったと思う。



## ここが重要！

町は土地も建物もない会社に補助金を渡しました。事業用地は補助金の対象ではなく、自己資金で購入すべきものであることは補助金要綱にも記載があります。つまり、事業用地がなければ事業は開始できないことは明らかでした。そのため事業用地の確保がこの問題ではとても重要でしたが、町長はこの点についても驚きの証言をしました。町の長として知っておくべき点まで本当に把握していなかったというのであれば責任ある立場として大問題です！！

Q. (旧)春野町視察研修について。視察復命書の内容について知っているか。

復命書（職員の報告書）に印は押した。しかし決済は多いので内容までは十分に確認していない。(旧)春野町は竹の事業を先進的に取り組んでいる自治体という認識だった。



## ここが重要！

(旧)春野町は、御船町が竹バイオマス事業を始める以前に同様の事業を開始し、この問題の証人でもある元社長も関わっていたところです。(旧)春野町は、工場用地が確保できなかつたので事業が開始できず、会社から町へ補助金を返してもらい、その補助金を国に返還しているという失敗事例です。視察に携わった職員は、「自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ」等と復命書に記し、町長に報告していました。しかし町長は、復命書に印を押しながらも、重要な内容については「決裁は多いので内容までは確認をしていなかった」等と証言しました。尋問でこの復命書を見せられると「これを見るとそうだったのかもしれない」などと証言しました。全く危機意識がなく理解できません。

Q. 会社の自己資金が当初予定された6600万円が実際には3310万円しか集まらなかったことをいつ知ったか。

補助金全額を会社へ渡した後だと思う。  
詳細な期日については記憶がない。



Q. 本来は(金融機関からの借り入れには)融資額の1割程度は資本金が必要であるため会社の資本金確認すべきではなかったか。

国が認めた事業なので日本政策金融公庫から当然融資があると思っていた。できるという認識が強かった。

## ここが重要！

町長は「補助金を会社に渡す以前に、会社の資本金に関して調査していない」等と証言しました。また、日本政策金融公庫との重要なやりとりも「把握していない」等と証言しました。さらに、町として独自の調査をしようという意識もなかったようです。

Q. 日本政策金融公庫から融資が断られた後、会社との協議において担当職員から、会社の体制が不十分であると指摘された件をどう受け止めたか。

現状はそうかもしれないが、ノウハウのある別役氏がしていることと、どうにかやるという方向が強かった。



Q. 会社関係者からの(融資金額も融資条件も記載のない)確約書を見て、真剣に検討したのか。本当に融資があると判断したのか。

継続できればいいという認識だった。つながればいいと思った。思わざるを得なかった。



Q. 事業を中止もしくは、補助金を出さないという選択肢はなかったのか。

選択肢はあったが、やめたら非常に大変になる可能性があった。



Q. 宮崎の融資者から何度も融資の話があったと言うが、宮崎の融資者とはどんな人物か。確認はしたのか。

資産家と聞いているが、調査はしていない。融資は、明日明日で入ると聞いていた。

## ここが重要！

指導・監督の立場にある町の立場として、客観的な事実は皆目なく、町長は熱意等、持論を繰り返すばかりでした。根拠のない融資確約書なるものを提出した会社関係者と、未だに人物像も明らかにされていない宮崎の人物が登場しましたが、それら架空の融資話を見極めることもできずに、町民の税金約3億円が失われたというのでしょうか。宮崎の融資者という人に実際に会ったという町長ですが、結局これら融資話を証明する証拠は、何一つ提示されませんでした。